

「第7次山形県保健医療計画」の策定について

保健医療計画策定の趣旨

- 保健医療提供体制の確保を図るため、これまで6次にわたる計画を策定
- 医療提供の量（病床数）の管理とともに、質（医療連携）の向上を推進
 - 基準病床数の設定
 - 疾病・事業ごとの医療連携体制の整備

保健医療を取り巻く環境

- 人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、特に医療や介護の需要が高い後期高齢者の割合が増加
 - ・ 地域医療構想において、2015年の病床機能報告による病床数は、2025年の医療需要の推計と比較し急性期病床が多く、回復期病床が少ない状況
 - ・ 医療現場では、依然として医師・看護師不足が深刻
 - ・ 後期高齢者人口の増加に伴い、在宅医療等の需要増加が想定
 - ・ 高齢化の進展に伴い、健康に不安や課題を抱える高齢者の増加が想定

第7次計画における対応

- 1 医療を効率的に提供する体制の整備**
 - (1) 地域医療構想を推進し、求められる医療機能を明確にした上で、地域の医療関係者等の協力の下、医療機関及び関係機関が機能を分担及び連携することにより、切れ目なく医療を提供する体制を構築
 - (2) 人口の急速な高齢化が進む中、生活の質の向上を実現するための5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）に対応した医療体制と患者や住民が安心して医療を受けられるために地域医療の確保において重要な課題となる5事業（小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害時における医療、へき地の医療）に対応した医療体制を構築
 - (3) 山形方式・医師・看護師等生涯サポートプログラム等に基づき、総合的な医師・看護師確保対策を推進
- 2 在宅医療と介護の連携体制の構築**
 - (1) 本人や家族の希望に応じ、自宅や自宅以外でも安心して療養生活を送ることができるよう、在宅医療提供体制に求められる退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りの機能を充実強化
 - (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、市町村における医療と介護の連携拠点を中心とした情報共有及び相談窓口の機能強化による医療と介護関係者間の連携強化
- 3 県民の主体的な健康づくりの推進**
 - (1) 高齢になっても健康に不安や課題を抱えないよう、自主的に健康づくりに取り組むことのできる環境整備
 - (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防対策を強化

「第7次山形県保健医療計画」（案）の概要

第1部 総論

- 第1章 山形県保健医療計画の趣旨**
- 1 策定目的：医療提供体制の確保
 - 2 基本理念：『県民誰もが安心して保健・医療・福祉サービスを受けられる体制の充実強化』
 - 3 基本方向：(1) 県民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備
(2) 地域において安心して暮らせるための医療・介護連携体制の構築
(3) 生涯にわたりいきいきと暮らしていくための基盤である健康づくりの推進
 - 4 計画期間：平成30年度から6年間
 - 5 位置づけ：医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画
本県の保健・医療に関する施策の基本指針となるもの

- 第2章 保健医療の現状**
- 1 人口等の状況
 - 2 保健医療資源の状況
 - 3 受療の状況
- 第3章 保健医療圏の設定と基準病床数**
- 1 保健医療圏の設定
二次保健医療圏は、村山、最上、置賜、庄内の4圏域を設定
三次保健医療圏は、県全域を設定
 - 2 基準病床数
「療養病床及び一般病床」は二次保健医療圏ごとに設定
「精神病床」「結核病床」「感染症病床」は県全域において設定

第2部 各論

- 第1章 県民の視点に立った医療提供体制の整備**
- 1 地域医療連携の仕組みづくりなど保健医療圏における医療提供体制の整備
 - 2 地域医療構想の推進
 - 3 県における医療機関情報の提供など、患者の視点に立った安心な医療の確保
 - 4 医薬品等の安全対策、適正使用など、医療安全対策の推進
 - 5 医療機関における医療情報の電子化の促進など、医療に関する情報化の促進
- 第2章 疾病・事業ごとの医療連携体制の整備**
- 1 医療機関相互の機能分担と連携
 - 2 5疾病5事業ごとの医療連携体制について、必要とされる医療機能及び目標を記載し、その役割を担う医療機関を具体的に記載
※5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5事業：小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害時における医療、へき地の医療
- 第3章 在宅医療の推進**
- 1 在宅医療の提供体制等について、必要とされる医療機能及び目標を記載し、その役割を担う医療機関を具体的に記載
 - 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 第4章 その他の医療機能の整備**
- 1 臓器・骨髄移植の推進と難病患者への支援
 - 2 歯科保健医療提供体制の充実
 - 3 結核、肝炎、新型インフルエンザ、エイズなど感染症対策の推進
 - 4 アレルギー疾患対策の推進
 - 5 高齢化に伴い増加する疾患対策の推進
- 第5章 保健医療従事者の確保と資質の向上**
- 1 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士、歯科衛生士、理学・作業療法士など保健医療従事者の確保
- 第6章 将来の保健医療提供体制の姿と保健医療計画による事業の推進**
- 1 保健医療計画の周知と情報公開
 - 2 将来の保健医療提供体制の姿（数値目標）
 - 3 保健医療計画の推進体制（県、市町村、医療機関、保健医療関係従事者、県民）とそれぞれの役割
 - 4 数値目標の進行管理の方法と評価・検討
- 第7章 保健・医療・福祉の総合的な取組**
- 1 生活習慣病の予防など、健康づくりの推進
 - 2 介護予防など、高齢者保健医療福祉の推進
 - 3 障がい児療育の充実など、障がい者保健医療福祉の推進
 - 4 母子保健医療福祉の充実
 - 5 保健所、衛生研究所、精神保健福祉センターなど保健福祉施設の機能強化

第3部 地域編

- 二次保健医療圏ごとの
- 1 医療提供体制、2 地域の特徴的な疾病対策等、3 在宅医療の推進に関する施策や目標